

所有権解除に必要な書類を発行するにあたり、下記の書類をご送付願います。

【 軽自動車 】

ご用意いただく書類

1. 自動車検査証の写し
車検証を紛失された場合は、管轄の軽自動車検査協会にて再発行を受けて下さい。
2. 今年度の自動車税の納税確認が出来る書類の写し(納税証明書の写しなど)
身障者減免を受けているお客様は、管轄の市町村税務課より証明書を発行頂いてください。

〔 念書での対応 〕

4月以降、納税義務期間までは、前年度の「納税証明書の写し」と今年度の納税に関する「念書」にて対応いたします。

納税義務期間を過ぎている場合は、自動車税納付後の対応とさせて頂いております。

3. クレジット終了のお知らせ
不明の場合は、ご利用頂いたファイナンス会社よりお取り寄せ頂くか、「クレジットの残債確認について」をご参照願います。
4. その他
車検証上の使用者の方がお亡くなりになっている場合は、別途書類が必要となります。
また、特殊な場合は別途書類を申し受ける事がございます。
ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

<書類の送付先>

〒261-0002

千葉市美浜区新港179

千葉三菱コルト自動車販売 株式会社

業務課 所有権解除担当 宛

<お問い合わせ>

・書類の確認について TEL 043-246-5814(業務課)

・残債の確認について TEL 043-246-5813(経理課)